平成２６年（フ）第１５５号
埼玉県越谷市大字袋山389番地１　越谷袋山団地１―107
債務者　河路　幸雄
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
埼玉県草加市瀬崎１丁目12番19号　エバークローネⅢ―203号
債務者　渡邉　公彦
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
千葉県香取市新部28番地２　保科アパート３号、申立時の住所千葉県香取市津宮272―１第10賀山２号荘、申立時の住民票上の住所千葉県香取市佐原イ1090番地
債務者　藤川久美子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第３２号
愛知県岡崎市土井町字藤ノ木乙29番地１
債務者　池澄　有紀（旧姓永谷）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
愛知県岡崎市上佐々木町字西勝１番地
債務者　小澤　妻子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
大阪府貝塚市津田北町17番２―501号
債務者　割石　秀幸
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
大阪府泉南市新家2892番地の１　ファミール南大阪812号
債務者　浅井　辰雄
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地29棟501号、前住所大阪府泉南市信達牧野234番地の５
債務者　中田　秀治
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目20番21号サンパレス21忠岡Ｂ―102
債務者　前阪　信也
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
大阪府泉南郡熊取町野田３丁目2065番地の１―102
債務者　大井　加代（旧姓仲川）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目６番10号
債務者　上森　輝信
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目６番10号
債務者　上森タチ子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
大阪府阪南市下出758番地の１―205号、前住所大阪府阪南市箱作1117番地106号
債務者　美﨑　智浩
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
大阪府和泉市寺田町２丁目９番７―105号、事業所所在地大阪府泉大津市東豊中町１―８―１新栄ハイツ201号
債務者　山野愛子どろんこ美容和泉府中店こと北野　久子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
大阪府泉大津市式内町11番53号
債務者　榎田美都穂
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
大阪府泉南郡熊取町小垣内２丁目49―６、住民票上の住所和歌山県岩出市波分195番地Ⅱ―205号
債務者　山下真奈美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３号
大分県日田市中城町３番41号
債務者　中村　政幸
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで大分地方裁判所日田支部